

新FIT制度に基づく標識、柵塀の設置義務に関するお知らせ（注意喚起）

2017年4月から始まった新FIT制度では、FIT認定事業者に対し、設置する設備に標識及び柵塀の設置が義務付けられているところ、改正FIT法の経過措置期間を超過した今年度においても、標識及び柵塀等が未設置である旨の情報が経済産業省に多く寄せられています。については、未設置の事業者に対し、改めて下記のとおり注意喚起します。

新FIT制度では、認定事業者は事業の実施にあたり、

- (1) 発電設備又は発電設備を囲う柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること（FIT法施行規則第5条第5号）
- (2) この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること（具体的には、外部から容易に発電設備に触れることができないように、発電設備と十分な距離を確保した上で、構内に容易に立ち入ることができないような高さの柵塀等を設置すること）（FIT法施行規則第5条第3号及び事業計画策定ガイドライン）

が義務付けられております。

しかしながら、新FIT法の経過措置期間^(*)を超過した今年度においても、標識や柵塀等が未設置の設備や柵塀の設置が不適切な設備の情報が引き続き寄せられている状況です。認定事業者におかれましては、改めてご自身の設備についてご確認を頂き、標識や柵塀等を設置されていない場合や、これらを適切に設置していない場合には速やかに適切な標識や柵塀を設置してください。また、設置に当たっては下記の標識・柵塀等の設置に関する注意点をご確認ください。

標識や柵塀等を適切に設置していないと認められる場合は、FIT法第12条に基づき指導を行います。また、指導の後に改善されない場合には、改善命令や認定取消しの対象となる可能性があることにご注意ください。

※ 標識及び柵塀等の設置について、改正FIT法施行以前（2017年3月31日以前）に旧認定を受けた発電設備については、改正FIT法の新認定を受けたものとみなされた日から1年以内に設置することとされております。

【標識の設置に関する注意点】

- ・標識の設置については、下記の図「標識のイメージ」に準じた標識を設置することが必要。
- ・屋外広告物条例等の関連条例により、掲示の大きさや色などが規制される場合は、関連条例の規定に従い、標識を掲示すること。
- ・出力20kW未満の太陽光発電事業者は、FIT法上の掲示義務の対象外だが、周辺地域と共生した形で適切に事業を実施するために、できる限り事業情報を掲示することが望ましい。

図 標識のイメージ

固定価格買取制度に基づく再生可能エネルギー発電事業の認定発電設備		
再生可能エネルギー発電設備	区分	太陽光発電設備
	名称	霞ヶ関発電所
	設備ID	D××××××15
	所在地	東京都千代田区霞が関△番地
再生可能エネルギー発電事業者	発電出力	150.0 kW
	氏名	経済産業株式会社 代表取締役 経済一郎
	住所	東京都千代田区霞が関○番地
保守点検責任者	連絡先	××-××××-××××
	氏名	霞ヶ関メンテナンス(株) 理事長 産業二郎
運転開始年月日	連絡先	××-××××-××××
	(西暦)〇〇〇〇年X月〇日	

↑ 25cm以上

← 35cm以上 →

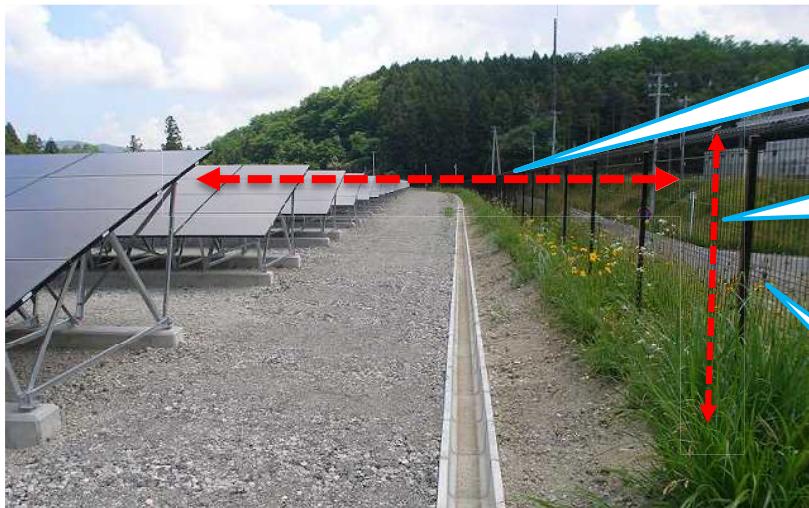
少なくともどちらかを記載すること

必要に応じて修正すること

【柵塀の設置に関する注意点】

- ・設置形態上、第三者が容易に発電設備に近づくことができない場合を除き、外部から容易に発電設備に触れることがないように、発電設備と柵塀等との距離を空けるようにした上で、構内に容易に立ち入ることができないような高さの柵塀等を設置すること。
- ・柵塀等の使用材料については、ロープ等の簡易なものではなく、金網フェンス等の第三者が容易に取り除くことができないものを用いること。
- ・柵塀等の設置の形式については、電技省令及び電技解釈を参考にすることが望ましい。
- ・柵塀等の設置が困難な場合（屋根置きや屋上置き等）や第三者が発電設備に近づくことが容易でない場合（塀つきの庭に設置する場合、私有地の中に発電設備が設置され、その設置場所が公道から相当程度離れた距離にある場合等）には、柵塀等の設置を省略することができる。
- ・ソーラーシェアリング等を実施し、柵塀等の設置により 営農上支障が生じると判断される場合には、柵塀等の設置を省略することができるとしている。

＜適切な柵塀設置の事例①＞



第三者が外部から容易に発電設備に触れることができないようにする

第三者が構内に容易に立ち入ることができないような高さにする

金網フェンス等の第三者が容易に取り除くことができないものにする

<適切な柵塀設置の事例②>



第三者が外部から容易に発電設備に触れることができないようとする

第三者が構内に容易に立ち入ることができないような高さにする

金網フェンス等の第三者が容易に取り除くことができないものにする

<不適切な柵塀設置の事例>



第三者が外部から容易に発電設備に触れることができないようになっていない

<柵塀未設置の事例>



- ◆ 改正 FIT 法の法令やガイドラインの詳細については、以下のウェブサイトをご確認ください。
[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_legal.html
#guide](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_legal.html#guide)

- ◆ 本件に関するお問合せ窓口

<全発電区分について>

0570-057-333（受付時間：平日 9:00 から 18:00）[PHS/IP 電話からは、042-524-4261]

<50kW 未満太陽光について>

0570-03-8210（受付時間：平日の 9:20 から 17:20）

電話がつながらない場合は、時間をおいてからおかけ直しください。

以上